



品監発第 61 号
令和 2 年 3 月 25 日

品川区長
品川区議会議長
品川区教育委員会
品川区選挙管理委員会
品川区監査委員

} 様

品川区監査委員 島 田 幸太郎
同 森 井 じゅん
同 渡 部 茂
同 塚 本 よしひろ

令和元年度後期一般監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条の規定に基づき実施した一般監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

第 1 定期監査（所管別監査）の実施

1 実施期間

令和元年 9 月 27 日から令和 2 年 2 月 28 日まで

2 対象部局

（1）地域振興部地域活動課

・地域センター 4 カ所

（大崎第一、大井第一、大井第二、大井第三）

（2）文化スポーツ振興部文化観光課

・文化センター 1 カ所

（旗の台）

・品川歴史館

（3）子ども未来部子ども育成課

・児童センター 4 カ所

（東大井、富士見台、ゆたか、八潮）

・すまいるスクール 9 カ所

（浅間台、城南第二、第四日野、大井第一、伊藤、京陽、延山、宮前、豊葉の杜学園）

（4）子ども未来部保育課

・幼保一体施設 1 カ所

（平塚すこやか園（平塚幼稚園、荏原西第二保育園））

・幼稚園 1 カ所

（伊藤）

（5）教育委員会事務局

・小学校 8 校

（浅間台、城南第二、第四日野、大井第一、伊藤、京陽、延山、宮前）

・中学校 2 校

（鈴ヶ森、荏原第五）

・義務教育学校 1 校

（豊葉の杜学園）

3 対象期間

平成 30 年度、令和元年度（監査実施日まで）

4 監査の主眼点

地方自治法第 199 条第 3 項の規定に基づき、各事務事業が同法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）および第 15 項（組織及び運営の合理化）の趣旨に則り執行されているかどうか特に意を用い、以下の観点の主眼として監査を行った。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行および管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 私費を含む現金の管理が適正に行われているか。
- (7) 従前の指摘事項が是正されているか。

5 監査内容

主な監査内容は、次のとおりである。

- (1) 地域センターにおいては、「品川区公金等の管理に関する取扱基準」（平成 20 年 1 月 28 日付会計管理者決定。以下「取扱基準」という。）に基づき、「地域センター地域事務預金現金等取扱い要領」（平成 20 年 4 月 1 日付区民生活事業部長決定。以下「取扱い要領」という。）を作成し、預金や現金等の適切な管理を期しているが、「取扱い要領」に則り、預金や現金、各種委託料および補助金等の管理が適切に行われているかを確認する。
- (2) 文化センター、品川歴史館、児童センター、すまいるスクール、幼保一体施設および幼稚園においては、「取扱基準」に則り収納金が適切に管理されているか、所管課ごとに作成されている私費等の管理手引書に則り現金が適切に管理されているかを確認する。
- (3) 小学校、中学校および義務教育学校においては、教育委員会事務局は事務管理指導（いわゆる自主検査）を実施しているが、当該事務管理指導が適切に行われているかを確認する。

第 2 定期監査（所管別監査）の結果

監査の結果、各事務事業は概ね適正に執行されていた。なお、次に述べる指摘事項については今後の事務事業の執行において十分に留意されたい。

《地域振興部地域活動課》

1 指定消耗品の管理について

有料頒布物（品川区ガイドマップ、私の散歩道）に係る消耗品受払簿について、平成 30 年度分に記帳されている繰越枚数と令和元年度分に記帳されている繰入枚数が一致しない。品川区物品管理規則第 25 条の規定に則り、消耗品受払簿の適切な記帳に努められたい。
(大井第一地域センター)

2 地域事務に関する事務の執行について

地域事務に関する事業の文書管理について、平成 30 年度に実施された事業の会計事務に係る文書の一部（収入書、支出書等）が当年度中に誤って破棄されている。適切な文書管理に努められるとともに、「取扱い要領」に文書の保存年限を定める等対応されたい。
(大崎第一地域センター、地域活動課)

《文化スポーツ振興部文化観光課》

1 収入事務について

平成 30 年度文化センター使用料還付金に係る現金出納簿について、年度末の記帳（主管課への残金返納分）が漏れている。現金出納簿の適切な記帳に努められたい。
(旗の台文化センター)

《子ども未来部子ども育成課》

1 私費会計について

すまいるスクール教室会計（釘打ち名人教室）に係る現金出納簿について、記帳漏れおよび日付や金額の誤記帳がある。現金出納簿の適切な記帳に努められたい。
(すまいるスクール浅間台)

《子ども未来部保育課》

指摘すべき事項は見受けられない。

(平塚すこやか園、伊藤幼稚園)

《教育委員会事務局》

1 契約事務について

(1) 次の物品購買契約について、同日に同一事業者分割して物品が発注されている。一括契約を行うことにより契約事務の適切な執行に努められたい。

ア 平成 30 年 5 月 23 日付請書「菜の花 種 他」88,138 円および同日付請書「アルペット手指消毒用アルコール α 1L 他」75,765 円

イ 平成 30 年 7 月 13 日付請書「会議テーブル」90,400 円および同日付請書「会議椅子 他」45,760 円
(宮前小学校)

(2) 新聞（平成 30 年 4 月分から同年 9 月分まで）の購読について、購読期間開始後の同年 6 月 14 日に契約が締結されている。契約事務の適切な執行に努められたい。
(豊葉の杜学園)

2 現金の管理について

公金等の管理について、次のとおり不適切な事例がある。取扱基準に則り管理には万全を期されたい。

ア 平成 29 年度の第 5 および第 6 学年教材費会計における残金 150 円が平成 31 年 1 月 17 日まで募金されず、金庫内に保管されたままになっている。

イ 品川区内共通商品券（500 円）110 枚が金庫によらず事務机（鍵付）に保管されている。
(ア 浅間台小学校、イ 伊藤小学校)

3 指定消耗品の管理について

学校支援地域本部事業用に各学校へ配布した郵券について、平成30年度から令和元年度にかけて使用頻度が少ない学校や、一切使用していない学校が見受けられる。郵券は紛失や経年劣化のおそれ、管理の手間もあることから、使用が見込まれない学校から引き上げ、使用が見込まれる学校へ再配分を行う等対応されたい。(指導課)

4 給与事務について

教員の特殊勤務手当(移動教室生徒引率分)について、平成30年10月分同手当(5,100円)7名分の支給が令和元年6月分まで行われていない。支給漏れのないよう徹底されたい。(鈴ヶ森中学校)

5 教材費について

私費会計事務処理ガイドによれば、年度当初の計画に追加して教材を購入する場合は、当該追加分の購入計画書を作成するとされているが、追加購入した令和元年度第5学年教材「どうぶつたちのウォールポケット80冊(1冊あたり単価680円)」については、事前に追加の購入計画書の作成がなされないまま発注が行われている。同ガイドに則り、適切な事務処理に努められたい。(延山小学校)

6 給食事務について

(1) 学校給食事務の手引きによれば、給食物資の納入時に、物資と納入時検収表を照合し、量目、品質等を確認して受領するとされているが、品質等の確認欄に記載がない検収表が見受けられる。給食の安全管理の観点からも検収表への記録は徹底されたい。(伊藤小学校、京陽小学校)

(2) 学校給食用物資の代金の支払いについて、平成30年度5月分の同代金277,012円を事業者を支払うべきところ、同年6月20日に誤って227,012円しか支払わなかったため、不足分50,000円を同月26日に支払っている。支払事務においては金額を十分に確認されたい。(荏原第五中学校)

7 理科室の管理について

理科室の管理について、次のとおり不適切な事例がある。平成30年1月4日付教育総合支援センター長通知「理科室で使用する薬品の管理の徹底について」に則り、管理には万全を期されたい。

ア 理科室薬品管理責任者および同薬品管理担当者等の管理体制が組織図により明示されていない。

イ 薬品管理一覧表および薬品管理簿に記載の薬品(ビン)番号、薬品ビン数、受入年月日に相違がある。

ウ 廃棄済の薬品ビン1本が薬品管理簿から削除されていない。

エ 使用済で廃棄予定の薬品ビン2本が机上に放置されたままである。

(ア 第四日野小学校、荏原第五中学校、イ 宮前小学校、
ウ 鈴ヶ森中学校、エ 荏原第五中学校)

第3 工事監査の実施

1 実施期間

令和元年9月27日から令和2年2月28日まで

2 対象工事

大井中央公園改修工事

3 監査の主眼点

- (1) 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- (2) 施工が契約内容に則して日程どおりに行われているか。
- (3) 契約および仕様書が規程に則して作成されているか。
- (4) 仕様が設置目的に適合し、かつ経済合理的なものとなっているか。
- (5) 設計および施工に瑕疵はないか。
- (6) 検査は厳正に行われているか。

4 監査の実施方法

書類審査と現場調査を実施し、専門技術的事項について、特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラムに調査を依頼した。

第4 工事監査の結果

1 監査対象の概要

計画場所：品川区大井一丁目46番8号

現場確認日：令和2年1月24日

経緯：大井中央公園は大井町駅の南西側に位置し、傾斜地にあるため園内の高さが3段に分かれている、遊具中心の公園である。昭和41年度の開園以降、昭和61年度に実施された全面改修から30年以上が経過している。その結果、公園全体が大きな樹木に覆われて見通しが悪くなり、遊具やトイレ等施設全体の老朽化が進行している。今回、老朽化している公園施設および現行の安全基準に適合していない遊具の更新と、樹木等植栽の整理等を行う。また、園内のバリアフリー化やユニバーサルデザインにも対応し、「明るい公園」にするための全面改修を実施する。

工事概要：植栽工

高木植栽工	H3.0、C0.12、W1.0	ジンダイアケボノ	3本
中木植栽工	H=1.5、W=0.4	ベニカナメモチ	11本
遊具組立設置			

ブランコ工	中型 2 人用	1 基
砂場工	W2000×D2000 材工共	1 基
幼児用遊具工	振動系遊具	1 基
幼児用すべり台工	幼児用	1 基
複合遊具工		1 基
便所工		
トイレ設置工	W6085×D2270×H2675	1 棟
その他一式		

工事経費：別表のとおり

<別表>

単位：円（税込み）

種 別		契約金額	履行期間
委 託	大井中央公園改修工事实施設計委託	8,316,000	H30.6.13～H31.3.20
	大井中央公園改修工事監理業務委託	7,260,000	R1.9.4～R2.3.9
工 事	大井中央公園改修工事	128,700,000	R1.9.5～R2.3.9
合 計		144,276,000	

※工事・委託とも最終契約金額である。

2 監査の結果

計画、設計、積算、契約、施工等はいずれも適切な内容となっている。

樹木等植栽を整理し、見通しの良い空間を創り出している。また、遊具施設の更新に際しては、改修前の設置場所から変更して安全領域を確保するとともに、幼児ゾーンと児童ゾーンといった利用のすみ分けを行い、安心して遊べる工夫をしている。バリアフリーに関しても、男女各トイレの他にだれでもトイレを追加し、スロープを設置する等、子どもから高齢者までだれでも利用しやすい環境にしている。また、トイレは床の一部を開くと簡易トイレに変わるといった、災害時にも対応できるよう改修を行っている点で、本工事は高く評価できる。

今後も、「品川区公園施設長寿命化計画」および定期的な点検と必要に応じた調査等に基づき、区内の公園施設の維持・補修・改修を行い、身近で親しみのある公園づくりを着実に推進してほしい。

なお、次に述べる意見については、今後予定されている工事において、十分留意されたい。

(1) 設計図面について

設計図面は枚数、質ともに概ね満足できる内容である。ただし、縦断面図及び横断面図が不足しており、実際の施工に問題はないが、地盤高が3段に分かれている本公園の形状がわかりづらい。

今後、必要に応じて、工事場所の状況が明確にわかるような設計図面の製作に留意されたい。

(2) 区施設工事における女性作業員等の入場推進について

本工事の現場にトイレは1つのみであった。本工事では女性作業員は入場していないが、今後、区施設工事の現場への女性作業員等の入場促進や就労継続等を踏まえ、区施設の工事現場における女性専用トイレの設置を検討されたい。

(3) 安全管理について

現場調査日、混在作業が行われており、建設重機と作業員の接触事故を避けるため、安全監視員を配置し、声かけを行っていた。工事現場で発生する事故は、作業員の一瞬の不注意や判断力の低下により起こるものも多い。

今後も、安全監視員の配置等、安全の確保への対策に努め、区施設の工事現場における安全管理を徹底されたい。

(4) 利用者の声の聴取について

本工事の実施設設計時に公園利用者等に直にヒアリングを行い、改修前の公園の状況をふまえた改善要望や残してほしい遊具等の希望を聴取し、設計の参考とした。

今後の公園施設の改修においても、可能な限り、公園利用者等の要望や意見を聴取し、「身近で親しみのある公園づくり」の推進の参考とされたい。